「開示事項」

中小小売商業振興法 (第11条第一項) による

	Ē	F	項			内 容
				生所 名称・住	:所・	
	会		社		名	上島珈琲貿易株式会社
	代	表	者	氏	名	代表取締役 上 島 淳 史 (昭和39年8月17日生)
会社	企	業	所	在	地	〒587-0062 大阪府堺市美原区122-1 2 072(361)1000・FAX 072(361)2453
概	 資		本		金	10(百万円)
要	総	従	業	員	数	60 (人)
	会	社		沿	革	設立年月日 (36年11月)・創業昭和7年8月
				所発足で ヤイズ事		門店MUCのパイロットショップ開設。 3発足。
	代表者の		代表取約	締役就任	:、全日	学部卒業、昭和36年上島珈琲貿易㈱設立。 本コーヒー連合会理事、大阪珈琲商工組合常務理事を経 ・長就任。
	J F A ī	E会員(昭和5	8年)		

	フランチャイズチェーン名	珈琲専門店 MUC
	本 部 所 在 地	〒587-0062 大阪府堺市美原区太井122-1 2 0723 (61) 1777·FAX 0723 (61) 7249
チ	フランチャイズ	① 担当者名 :米田武志 ④スーパーバイザー 2名
H 」 ン	事業の担当部門	② 担当部署名 : F C 事業本部③ 本部専従者数: 2名
の概	店舗総数25店 (加 盟 店	数 22 店 · 直 営 店 数 3 店) H 3 0 . 8
要	2. 現在行っているチェーン 事 業 の 開 始 年 月	昭和46年12月
	フランチャイズ 1 号店開業 年 月	昭和47年 6月
	標準店舗開設投資額	50㎡ 2,100万円(店舗取得費除く)
商	フランチャイズ事業で	The・美味珈琲、マイルドブレンド、ストロングブレンド、
ᇤ	取扱う商品・サービス	ソフトアイスコーヒー、コールコーヒー、ストレートコーヒー
等	の種類又は業態	各種、ジュース各種、トースト類各種、その他。 オールカウンター方式によるサービス。

	0 4 加明艺术)、際1 伽加克	
加盟着手徴収金銭	 3. A. 加盟着手に際し、徴収する金銭に関する事項 ①名 称 ②徴収する金銭の額 ③徴収する金銭の性質 ④徴収の時期 ⑤徴収の方法 ⑥当該金銭が返還される時の条件 	加盟着手金。 金5万円(一律)。 イ. 物件既得者に対して、展開に必要な予備調査。 ロ. 物件未得者に対して、物件入手の手引き説明と物件紹介。 ハ. その他。 予備調査依頼時(前)、物件紹介前にお支払い頂きます。 現金にてお支払い頂きます。 各種調査を実施し、加盟されない場合は予備調査費分を差し引いた金額を、お返し致します。
加盟申込徴収金銭	3. B. 加盟申し込みに際し、徴収する金銭に関する事項 ①名 称 ②徴収する金銭の額 ③徴収する金銭の性質 ④徴収の時期 ⑤徴収の方法 ⑥当該金銭が返還される時の条件	加盟申込金。 金10万円(一律)。 イ.店舗の立地調査。(商業集積度調査・商圏域調査・最寄り駅乗降客数、他)。 ロ.環境調査。 ・商圏内人口及び世帯数。 ・商圏内人口の伸び率の推移と所得水準。 ・消費動態調査。 ・客層分析。 ・店前通行量調査。 ハ.競合店調査。 ・競合店調査。 ・競合店実態調査。 加盟申込と同時にお支払い頂きます。 現金にてお支払い頂きます。 現金にてお支払い頂きます。 そ種調査を実施し、加盟されない場合は、加盟を前提とした加盟申込であり、FC本部・加盟希望者の意志確認の上での申込に付き、加盟申込金については全額返還するものとする。 但し、加盟着手金については返還致しません。

	4. 加盟者から定期的に徴収する	
定	金銭に関する事項	
期		ロイヤリティー。
徴	①名	無し。
収	②徴収する金銭の額	
金		
銭		
	5. 加盟者に対する特別義務	
		MUCチェーンの店舗イメージ統一のため、店舗の構造、
	①店舗構造又は内外装について、	内外装(デザイン)、設備、器具は標準店舗内外装仕様に
	加盟時に課する義務。	従って工事又は備えつけて頂きます。
		その工事代、備品等購入代金は、加盟者が負担する事になって
		います。
店		店頭置き看板は、本部が貸与します。その保全、維持、管理は
		加盟者の責任で行って頂きます。
	②店舗設計	
	・店舗イメージ	店舗そのものを商品と考え、商品としての価値のある店作りが
	/H mm 1 /	基本コンセプトです。
		店舗イメージは、中世〜近世ヨーロッパ風の伝統的古典的ムー
		ドを主張とする、オールカウンター方式を基準とする。
舗		(今風なインパクトは少ないものの、長い歴史の中で受け継が
HH		れたデザインは5年や10年で価値が変わるものではありませ
		ん)。
		又、店内は労働効率を優先したカウンターを採用、1人でも直
		接かつスピーディーにお客様にサービスできるオールカウンタ
		ーシステムが特徴です。
	・設計基準(仕様)	B-4参照。
	py and the 1 Class 1447	

店舗	・施工条件 ・設計管理報酬料率	B-5参照。 A-3参照。
ній	6. 加盟者に販売する商品の 販売条件に関する事項	本部から加盟者に販売する商品の種類は、次の通りです。 別紙、「FC店納入・取扱商品一覧表」に記載しておりますが
	①加盟者に販売する商品の 種類	契約後にお渡し致します。 「材料・副資材は、すべて本部の定める標準仕様規格に合格したもので、本部の承認を受ければ、本部又は本部の指定業者以外から購入出来ます。
商品	②販売方法	原則として、週2回当営業担当者より配達致します。 指定業者よりの納品も上記に準じます。
の販売	③当該商品の代金の決済方法	本部から仕入れた商品、材料その他の物品の代金は、原則として毎月末ごとに締切り、締切後10日以内に、現金もしくは、本部が指定する銀行の口座に振り込んでお支払い下さい。 支払い方法は、掛け売り・現金販売を選択出来ます。 イ.掛け売り。
		毎月1回、締日・支払日を決定。 当月支払日に担当者又は、振り込みにて支払う事。 口. 現金。 商品納品時、担当者に支払う事。 支払いは、現金又は小切手(先日付は不可)、振り込み (銀行・郵便局)のいずれかにて支払う事。 但し、手形は不可。
経営指導	7. 加盟者に対する経営指導 ①加盟に際しての研修又は 講習会の開催の有無	開店前に、30日間の本部研修と5日間の店舗実地研修を受けて頂きます。研修の為の費用は無料、 但し受講費、飲食費は自己負担といたします。

本部研修は、次の内容について講義と実技指導により、 本部の研修センターで行います。 a. 当社の理念、沿革、現状、組織。 b. フランチャイズ・チェーンの知識。 c. MUCチェーンの契約とシステム。 d. 商品知識。 e. 製造·加工方法。 f . 店舗運営方法。 g. 品質管理。 h. 商品・材料の取扱い管理。 i. 販売方法。 j. 接客 サービス。 経 営 k. 販売促進。 指 1. 店長業務。 m. 庶務·会計等管理業務。 導 n. 労務管理。 o. その他。 イ. 店舗実地研修 店舗実地研修は、本部の直営店にて、実地に次の内容につ いて実習を行います。 a. 製造·加工実習。 b. 品質管理実習。 c. 販売実習。 d. 設備・器具メインテナンス実習。 e. 帳票作成実習。 f. 計数管理実習。

ア. 本部研修。

加盟してからオープンまで以下の内容にて研修を行います。

②加盟に際して研修又は講習会

が行われる時は、その内容

1 7		
	③加盟者に対する継続的な	ア.スーパーバイザーによる巡回指導。
	経営指導の方法及びその実施	本部のスーパーバイザーが商品の配送業務を兼ね、
	方法	経営管理、加工技術販売等店舗運営の全般にわたって、
		各店を定期的に巡回訪問して指導、技術援助を致します。
		但し、開店時は約1週間毎日訪問致します。
継		定期的巡回指導の費用は無料です。
続		
的		イ. 個別指導。
指		加盟店から依頼があれば、その都度スーパーバイザー又は
導		 専門担当者が臨店してご要望に答えます。
		ウ. 店員訓練。
		加盟店より依頼があれば、研修センターにて基本的な指導
		(製造・加工方法・接客 サービス等)を行います。
		費用については、個別指導のため研修費用を負担して頂き
		ます。
		<i>خ</i> ۶ ۰
	8使用させる商標、商号の一部	契約によって、加盟者に使用して頂くマーク・ロゴは以下の通
	8使用させる商標、商号の一部 その他の表示に関する事項	契約によって、加盟者に使用して頂くマーク・ロゴは以下の通りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載)
	その他の表示に関する事項	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載)
	その他の表示に関する事項	
产	その他の表示に関する事項	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載)
商煙	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC(マック) 登録番号 1070
標	その他の表示に関する事項① 商標名②商号の一部・	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC
標等	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC(マック) 登録番号 1070
標等に	その他の表示に関する事項① 商標名②商号の一部・	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC
標等に関	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC
標等に関す	その他の表示に関する事項① 商標名②商号の一部・	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。
標等に関す事	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない
標等に関す	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない 又、上のマークとロゴは、MUCチェーン店の経営を目的と
標等に関す事	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない
標等に関す事	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない 又、上のマークとロゴは、MUCチェーン店の経営を目的と する事以外に使用してはいけません。 フランチャイズ契約が終了した時は、直ちにこれらのマーク・
標等に関す事	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない 又、上のマークとロゴは、MUCチェーン店の経営を目的と する事以外に使用してはいけません。 フランチャイズ契約が終了した時は、直ちにこれらのマーク・ロゴの使用を中止し、車両、造作物等に表示されたマーク・
標等に関す事	その他の表示に関する事項 ① 商 標 名 ②商号の一部・ サービスマーク等の名称	りです。(書体・字体等の清刷りは別紙記載) MUC (マック) 登録番号 1070 MUC Best Coffee By MUC 商標及び店名に「MUC」及び「マック」の使用を許諾する。 但し商号「上島珈琲貿易株式会社」の使用をしてはならない 又、上のマークとロゴは、MUCチェーン店の経営を目的と する事以外に使用してはいけません。 フランチャイズ契約が終了した時は、直ちにこれらのマーク・

契約の期間・更新・解除

- 9. 契約の期間並びに契約の 更新及び解除に関する事項
 - ① 契約の期間

②契約更新の条件及び手続

③ 契約解除の条件及び手続

④契約解除によって生じる、 損害賠償金の支払いその他の 義務の内容

契約期間は、契約締結の日から満1ケ年です。

この契約の期間は締結の日から1ケ年、期間満了日までに双方 からなんら意思表示のない時は、更に1ケ年伸長する。 以後同様に1年毎に自動延長されます。

- ア. 加盟店が契約を解除する為には、本部に対して1ケ月以上 前に予告を与えて契約を終了させる事ができます。
- イ. 本部は、加盟者に次の様な行為があって、加盟者に30日 以内の改善期間を設けて、そのことの中止又は是正を求め 、改善期間が終わってもなおその行為が改められない場合 は、契約を解除します。
- ウ. 加盟店が本部に対する債務の返済を期限後3ケ月以上遅滞 した場合。
- エ. 契約書に定める義務違反。

(契約内容については、本契約の締結時に詳しくご説明します。)

改善期間中、改善されるよう指導致します。

- オ. 破産、不渡処分、差押え、仮処分等の事態が生じた場合、 相手方に催告をしないで直ちに契約を解除することが出来 ます。
- ア. MUCチェーンのマーク・ロゴ等の使用を直ちに中止し、 看板等の表示物、マニュアル等本部から貸与を受けたもの 一切を本部へ返して頂きます。
- イ. 契約を解除された加盟者は、MUCチェーンの事業と類似 した事業を、契約終了の日から1年間、行ってはならない 事になっています。
- ウ. 契約解除の原因となった行為によって、MUCチェーンの 信用を著しく傷つけた行為によって、本部が被った損害額 について、賠償を請求する事があります。